(趣旨)

第1条 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の経営の安定を図るため、予算の 範囲内において原油・原材料高騰等緊急対策資金利子補給補助金(以下「補給金」とい う。)を交付することについて、栃木県補助金等交付規則(昭和33年栃木県規則第33号) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補給金の交付を受けることができる者は、原油・原材料高騰等緊急対策資金(以下「当該制度融資」という。)を実行し、当該制度融資に係る利子補給について、事業者から利子を徴収せず知事から事後補給を受ける(いわゆるリアルタイム方式で利子補給を行う)取扱金融機関とする。

(補給金交付の対象となる貸付)

第3条 補給金交付の対象となる貸付は、当該制度融資の貸付のうち、令和4年9月1日以降に保証申込が受け付けられ、令和5年3月31日までに融資実行されたものとする。

(交付対象経費)

- 第4条 補給金の額は、毎年1月1日から12月末日までの当該制度融資貸付の約定支払日に おける、支払うべき利息の合計とする(遅延損害金を除く。)。
- 2 利率は各金銭消費貸借契約で定める融資利率(責任共有制度対象は年率1.4%以内、責任共有制度対象外は年率1.2%以内)とする。
- 3 当該制度融資の貸付を受けた者が期限の利益を喪失した場合は、その日までの約定利子 に限り、交付対象経費とする。
- 4 補給金を交付する期間は、当該制度融資実行日から1年後の応答月の約定日(融資実行 時から起算して12か月分の約定利子)までとする。
- 5 補給金交付の対象となる当該制度融資の貸付に関して、前項に定める期間中に発生する 約定利子については、金融機関は借受人から徴収せず、知事が交付する補給金をもって、 これに充てるものとする。

(交付の申請)

- 第5条 補給金の交付を受けようとする取扱金融機関(以下「申請者」という。)は、補給 対象期間における補給金について、交付申請書兼実績報告書(様式第1号)を以下の書類 を添付のうえ知事に提出しなければならない。
 - 一 利子補給対象者一覧
 - 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類
- 2 前項の申請時期については、別に定めるものとする。
- 3 知事は、前項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることが

できる。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条に基づく申請書の提出があったときには、当該申請書の内容を審査 し、補給金を交付すべきものと認めたときは交付決定通知書(様式第2号)により、申請 者に通知するものとする。

(補給金の交付)

- 第7条 申請者は、補給金の交付の請求をする場合は、交付請求書(様式第3号)を知事に 提出しなければならない。
- 2 知事は、交付請求書の提出があった場合には、速やかに申請者に対して補給金を交付するものとする。

(補給金の返還等)

- 第8条 知事は、申請者又は当該制度融資の貸付を受けた者が、次の各号にいずれかに該当 したときは、補給金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部 の返還を命ずることができる。
 - 一 虚偽その他不正な手段により補給金の交付を受けたとき。
 - 二 規則又はこの要綱に定める事項に違反したとき。

(書類の保存)

第9条 申請者は、本補助事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(令和4年8月3日)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。